

教 生 学 第 99 号
平成 31 年 4 月 19 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
関 係 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(関 係 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

北海道自転車条例に基づく自転車の安全利用について（通知）

このことについて、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全担当課長から別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

つきましては、別添写しを参考にするなどして、自転車の安全利用について、生徒に注意喚起するとともに、保護者に対して周知するようお願いいたします。

なお、別添のチラシは北海道のホームページに掲載していることを申し添えます。

(生徒指導・学校安全グループ)



道 生 第 176 号
平成 31 年 4 月 18 日

教育庁学校教育局参事 様

環境生活部くらし安全局
道民生活課交通安全担当課長

北海道自転車条例に基づく自転車の安全利用について（依頼）

平成 30 年 4 月 1 日から「北海道自転車条例」が施行され、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入など、自転車利用者としての責務が明確に規定されております。

自転車の安全利用については、貴職におかれましても、日頃から学校現場を通じて生徒に対する指導を徹底されていることと思っておりますが、これから雪解けが本格的に進み、自転車の利用が活発になることから、生徒に改めて注意喚起していただくとともに、特に保護者に対しては、条例の趣旨をご理解いただくため、次のとおり道内の高等学校に対する周知を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 乗車用ヘルメットの着用について

条例では、自転車を利用する者は、乗車用ヘルメットを着用することが努力義務として規定されております。

自転車事故による死者の状況では、致命傷となった部位は頭部が約 63%を占め、乗車用ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、乗車用ヘルメット着用時の約 3.3 倍にものぼりますので、生徒の安全を確保するためには、乗車用ヘルメットの着用が極めて重要であることを認識していただき、自転車を利用する際の乗車用ヘルメットの着用について家族ぐみで努めていただくよう周知をお願いします。

2 自転車損害賠償保険等への加入について

近年、自転車利用者が加害者となった交通事故では、1 億円近い損害賠償を求められた裁判事例もあることから、条例では、自転車を利用する者は、他人に怪我や損害を与えた場合に補償される保険に加入することが努力義務として規定されております。

万が一のためにも、自転車損害保険等にあらかじめ加入し、自転車の安全で安心な利用に努めていただくよう周知をお願いします。

なお、家族で加入している自動車保険や火災保険などに自転車損害賠償保険が付帯されている場合がありますので、ご家庭で加入している保険の補償内容を確認していただきますよう、あわせて周知をお願いします。

3 その他

別添のチラシにつきましては、道のホームページにも掲載しておりますので、広く周知されるよう有効にご活用ください。

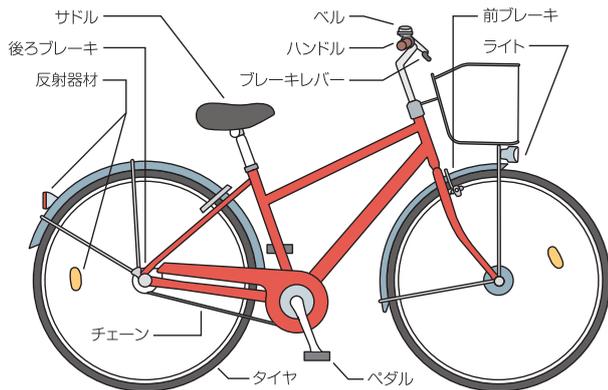
（ホームページアドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/contents/bicyclerule.htm>）

交通安全グループ（担当：工藤）
電話：24-170

自転車利用者の皆様へのお願いです

自転車はルールを守り 安全に利用しましょう!

自転車の側面に反射器材を装着するとともに、
必要な点検及び整備を行いましょ。



自転車を利用する**基本**です。

乗車用ヘルメットを着用しましょ。



あなたの**命**を守ります。

北海道では、自転車利用者・歩行者の安全確保を図りながら、自転車の持つメリットを生かし、環境負荷の低減や災害時の交通機能の維持、さらには道民の皆さんの健康増進などを目指して平成30年4月1日から「北海道自転車条例」を施行しました。

条例では、自転車の安全な利用のため、乗車用ヘルメットの着用や、自転車の側面への反射器材の着用のほか、万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険等への加入について規定しています。



万が一に備えます。

他人にケガや損害を与えた時に補償する
自転車損害賠償保険等に加入しましょ。

※自動車保険や火災保険などの特約で自転車事故の補償が付帯されている場合があります。北海道のHPで確認することができます。

北海道自転車条例 自転車損害賠償保険

検索

お問い合わせ:北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

TEL:011-204-5219



あなたは、補償できますか？



損害賠償額

505万円

傘をさしながら走行中にT字路で自転車と出会い頭に衝突し、相手方の左大腿部を骨折させた。



損害賠償額

9,266万円

車道を斜め横断し、対向車線を直進してきた男性会社員の自転車と衝突。男性に言語機能等の重大な障害が残った。



損害賠償額

9,521万円

夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は意識が戻らない状態。



損害賠償額

6,008万円

通学中、歩行者に衝突。被害者には、脊髄(せきずい)損傷による麻痺の後遺障害が残る。



損害賠償額

685万円

帰宅途中、植木の剪定(せんてい)をしていた作業者の脚立に接触、転倒させ、死亡。

自転車の事故で
高額な損害賠償を



求められる事例が
発生しています!



損害賠償額

2,650万円

帰宅途中、無灯火で歩行者に気付かず衝突、死亡。



損害賠償額

4,043万円

赤信号で交差点の横断歩道を走行中、男性旋盤工のオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で13日後に死亡。



損害賠償額

2,650万円

道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒、後日死亡。



損害賠償額

5,000万円

無灯火の上、携帯電話を操作しながら片手運転し、看護師女性に追突。被害者女性は、手足に痺れが残り歩行困難になった。



損害賠償額

3,138万円

歩道から交差点に無理に進出し、女性保険勧誘員の自転車と衝突。女性は頭蓋骨骨折を負い、9日後に死亡。

自転車事故はあまく考えてはいけません
逃げたらひき逃げ 重大犯罪